

シンドラ－社製エレベーターの緊急点検について（概要）

1. 点検対象

- 全てのシンドラ－社製エレベーター
（約8, 200台 ただし、撤去されたものを含む。）

2. 点検の実施

- 所管する特定行政庁が建築基準法第12条第5項に基づき、昇降機の状況についての報告を所有者等に対し求める形で点検を実施する。

3. 点検の内容

- 戸開走行の発生に関連すると考えられるブレーキ、制御器を中心に点検方法を示し、詳細な点検を行うこととしている。
- 点検方法については、例えば、荷重をかけてのブレーキ試験を行う等、通常の定期検査より詳細に内容を定めている。

4. 点検結果報告の期限

- 緊急性の高いと考えられるものから優先的に実施する。
 - （1）事故機と同型の巻上機（W250型）を有するエレベーター84台は、20日以内（平成24年12月4日）
 - （2）事故機と基本構造が同じ巻上機（W型系列）を有するエレベーター（W型のうちW250型を除く約500台）は、40日以内（平成24年12月25日）
 - （3）その他のエレベーターについては、120日以内（平成25年3月14日）

5. 点検の客観性の確保

- 点検の客観性を確保するための措置を講ずる。
 - （1）事故機と同型の巻上機を有するもの（W250型84台）は、検査資格を持つ第三者の立ち会いのもと実施する。
 - （2）（1）以外で、シンドラ－社の資格者が点検を行う場合、2名の資格者で行う。
 - （3）（1）以外でシンドラ－社以外が保守するものであっても、保守事業者内部の資格者が行う場合は2名の資格者で行う。

6. 結果の公表

- 報告された点検結果については、所要の事項をとりまとめ、順次公表する。